1998年4月8日発行

みなみかわち
町議会ネットワークニュース（第96号）



村尾光子
祇園五丁目11-3
TEL&FAX:44-5418



磯辺香代
祇園二丁目8-2
TEL&FAX:44-6621



荒井英子
祇園四丁目5-12
TEL:40-1014
FAX:40-1019

正副議長選挙に立候補して破れた。噂によれば、12月に議案に反対したから。
へぇー、議会って客観的に、むしろ住民寄りに判断するのではないの？
議員活動19年目にして、初めて経済常任委員会に所属した。農業を主とする産業関係が所管。今まで良く理解できなかったことの詳しい説明が聞ける。新たな勉強になると期待している。
一般質問では、1時間の持ち時間を有効に活用しようと戦術を考えていたが、質問は全部で３回まで、との規則に縛られ残念な結果だった。何と不都合な規則だこと！！　（村尾）

任期後半が始まった。新議長・新副議長が決まり、常任委員会が改選となった。新たな気持ちで頑張りたいと思う。
３月は予算議会だ。昨年よりは、数字に慣れたと思うが、まだまだである。時折、何億何千万円への想像力が働かず、金額の是非を非常に曖昧にとらえているなと思うことがある。自分たちの払った税金の集合体であることを忘れてはいけないと自戒。　（磯辺）

☆新たなるスタート！！
一期四年の後半がスタートしました。常任委員会が、経済から建設へ、そして議会だよりの広報委員と国民健康保険運営協議会委員を新たに任命されました。これまでのスケジュールにプラスなので忙しさがちょっと増えますが、経験することで今までは気づかなかったり、見えてくるところがあります。気持ちも新たに後半のスタート、がんばります。　（荒井）

今回は平成10年第1回定例会（3月10～20日）の報告です。

もくじ

審議事項・・・・・・・・・Ｐ２
人事案件について・・・・Ｐ３
一般質問　荒井英子・・・Ｐ４
〃　磯辺香代・・・Ｐ６
〃　村尾光子・・・Ｐ８
§　傍聴感想・・・・・・・・・Ｐ12
§　名誉町民条例制定・・・・Ｐ13
§　保育所の広域入所可能に・Ｐ13
§　町税条例について・・・・Ｐ14
§　Ｈ10年度予算・・・・・・Ｐ14

《審議事項》

選挙第 1 号	議長の選挙について	投　票	
第 2 号	副議長の選挙について	〃	
選任第 1 号	議会常任委員会委員の選任について	議長一任	
第 2 号	議会運営委員会委員の選任について	〃	
第 3 号	消防委員の選任について	〃	
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦同意について（永吉　博氏）	同　意	
議案第 1 号	名誉町民条例の制定について	賛成全員	可決
2 号	交通安全に関する条例の制定について	〃	〃
3 号	保育の実施に関する条例の制定について	〃	〃
4 号	保育所入所措置条例を廃止する条例について	〃	〃
5 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
6 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
7 号	町税条例の一部を改正する条例について	〃	〃
8 号	国民健康保険税条例の一部改正条例について	〃	〃
9 号	水道事業の設置等に関する条例の一部改正条例	〃	〃
10 号	水道事業給水条例の一部改正条例について	〃	〃
11 号	H 9 年度一般会計補正予算（第 4 号）について	〃	〃
12 号	H 9 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	〃	〃
13 号	H 9 年度老人保健特別会計補正予算（第 3 号）	〃	〃
14 号	H 9 年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）	〃	〃
15 号	H 10 年度一般会計予算について	〃	〃
16 号	H 10 年度国民健康保険事業特別会計予算について	〃	〃
17 号	H 10 年度老人保健特別会計予算について	〃	〃
18 号	H 10 年度農業集落排水事業特別会計予算について	賛成多数	〃
19 号	H 10 年度水道事業会計予算について	賛成全員	〃
	H 10 年度県町村議長会海外地方自治行政調査団の派遣について（小池　勝市氏）		

※議案等の番号は暦年毎の通し番号です。

一般質問：海老原平吉・黒川　英代・伊沢　義雄　（敬称略）
荒井　英子・磯辺　香代・村尾　光子　（通告順）

任期半ばの3月議会は議長・副議長選で始まった。

議長、副議長の任期は本来なら４年だが、本町では２年で交替するのが慣例となっている。議長職が激務であり過ぎることと、多くの議員が経験できるようにするためであるらしい。新しい議長・副議長他を次のように決定した。　（報告：磯辺）

★議長に小林包房議員

立候補者：	小林包房議員 村尾光子議員	選挙：	小林包房議員　１１票 村尾光子議員　　６票

★副議長に早川進議員

立候補者：	村尾光子議員 早川進　議員	選挙：	村尾光子議員　　６票 早川進　議員　１１票

★常任委員会委員改選（議長一任、正副委員長は委員の互選）

総務 （６人）	◎◆上野喜八郎 小林包房	○黒川英代 早川進	伊沢栄一
教育民生 （４人）	◎海老原平吉 伊沢義雄	○◆磯辺香代 小池勝市	
経済 （４人）	◎◆伊沢剛 村尾光子	○高山映 飯野兵二郎	
建設 （４人）	◎大島将良 塚原洋	○◆荒井英子 舘野安光	

◎：委員長
○：副委員長
◆：広報委員
（「議会だより」の編集）

（敬称略）

★その他の委員

議会運営委員会 （４人：議長一任）	◎飯野兵二郎　○塚原洋 舘野安光　伊沢義雄 *通常の委員会には、このメンバーに議長・副議長が加わる
消防委員　（３人：議長一任）	高山映　荒井英子　磯辺香代

◎：委員長
○：副委員長
（敬称略）

荒井英子の一般質問



1，ふれあい館について

質問①休館日の設定について

・長期休館への考え方・目的について、何を基準に決定しているのか。
・Ｈ9年12月26日～Ｈ10年1月5日までの11日間連続の休館日がありましたが,この設定への利用者からの意見はありましたか。
・利用者・住民サービス不在の設定の仕方と考えるが見解を伺います。

答弁《企画課・課長》

・長期休館の趣旨は、普段実施できないプールの清掃や設備機器等の調整点検など特別な管理業務を行う目的。実施時期は、職員が直接管理する公共施設なので官公庁の就業日程も考慮し決定した。
・利用者からの意見は、年末年始の休館はやむを得ないという意見ともっと利用期間を考慮してほしいというのがあった。
・今後は、試行錯誤しながら管理・運営に万全を期していく。

質問②健康づくりに向けての事業について

最近、初めての水泳教室開催のお知らせがありましたが、年間を通した講座の開催はどのように計画していますか、今後の予定について伺います。

答弁《企画課・課長》

Ｈ10年度は、温水プールを利用した健康づくりとリフレッシュルームのマッサージ教室の開催を予定。土曜・日曜・祝日の午後に配置している保健婦による簡単な健康相談を始めた。この相談を定着させ、健康づくり事業の一環として進めていく。

水泳教室のお知らせが回覧されてきた。以前の質問に９月から健康づくりの事業は始めると答えていただいたのだが、いっこうに始まらない。そして、この水泳教室は４回の短期で、時間は午後６時３０分～午後８時までの教室です。利用者の利便性を考え、選択できるような設定が必要ではないでしょうか。それは時間の設定の仕方であったり、教室の多様な設定の仕方が必要です。そして、前もって予定が見つけられるようなお知らせ、一年間か半年間ぐらいの予定を提示していただきたいのですが。

公民館に社会教育指導員がいるように、プログラムだけを考える職員の配置を要望してみたが、あっさり否定された。しかし、課長は、第三セクターにすることもふれあい館をより充実させるための一つの方法と考えているとおっしゃった。あくまでも自分一人の考えと言うことだが。町長は、第三セクターにすると営利追求になってしまうと否定的であった。

2，住んで良かった町と思える環境づくりについて

町長は常日頃より、住みたい町・住んで良かった町をキャッチフレーズにされていますが、住民にとっても町はそのようになってほしいと望むところです。

住みたい町・住んで良かった町と言えるためには、単に施設を作るという、目に見えることだけではなく、精神的な安らぎ、安心感も必要ではないでしょうか。
この観点から質問しました。

質問①

学校での焼却炉の使用中止等、ダイオキシンへの対策は少しずつ進んでいるが、未だ小型焼却炉の使用は、事業所・家庭で見られる。わたしたち住民は果たして健康に暮らせているのか、現在の状況を把握すべきと考えます。そこで、土壌のダイオキシン濃度を測定し現在の状況を把握すべきと考えますが、見解を伺います。

答弁《保健衛生課・課長》

ダイオキシン濃度の基準は、廃棄物焼却施設から出される排ガスの基準は示されているが、土壌中のダイオキシン濃度の測定については、国の基準がまだない現状である。今後、国・県の動向を見極めながら検討していく。

町長は、町の基幹産業は農業だともおっしゃっています。農業にとっても大切になってくる土は健康な状態なのでしょうか。ダイオキシンは、大気中に降り注ぎ、土に堆積していきます。土壌のダイオキシン濃度を測定し、結果が良ければ、これまでごみ分別排出に協力と努力してきた結果が報われますし、万が一悪い結果が出たときは、早急な対策が必要になってくるわけです。北部清掃センターの操業停止とか、土の入れ替え等が必要になってきます。測定料金は８０万円と高額なのは分かっていますが、ぜひ、予算に計上して欲しいものです。

質問②

ごみ分別排出に対する住民の協力度を町はどのように評価しているか。

答弁《保健衛生課・課長》

ごみの分別は、住民の協力により他町に先がけて減量化、再資源化が図られ、ごみの分別排出状況も総体的に見て非常に良くなっていると評価している。

質問③

当町に隣接する国分寺町に建設予定されている産業廃棄物焼却処理施設について、環境汚染に対する不安の声が住民より上がっています。町は、住んで良かった町と思える環境づくりのため、積極的に情報収集し、住民に情報を提供すべきと考えますが、今後の対応について伺います。現在までに把握していることがあれば公表して下さい。

答弁《保健衛生課・課長》

国分寺町に建設予定の施設について、１月県より通知があった。建設予定業者は、株式会社関東環境工学センター。事業内容は、14 種類の産業廃棄物の焼却施設であり、現在県は業者からの事前協議書の提出を待っている状況。

ダイオキシン排出については、国において法律が改正され廃棄物の焼却について規制に強化が図られ、これらの基準を満たさなければ県の許可は得られない。

改正・廃棄物処理法では、 住民が同意する必要なし（34 道府県が現在、同意を必要としている）　県へ許可申請　→　県は６０日以内に判断。

①申請者が環境調査　②結果を１ヶ月の閲覧　③２週間以内に住民が意見書を出せる

このようになったら、住民の健康を守れるのは町だけです。ごみの分別排出に関しては住民も努力と協力をしているし、町も評価している。行政手続き上許されることであっても、まず住民の健康を第一に考えるべきですし、町と住民はいい関係でいたいものです。



1 学校教育について

中学１年生男子生徒による教員刺殺事件が、学校現場で、しかも栃木県という身近で起こったことに大きなショックを受けています。家庭での教育の大切さを再認識することはもちろんですが、子供たちの日常に大きな影響をもたらす義務教育の環境について伺います。

①1学級40人は多すぎて教師の目が行き届かないのではないかとの意見があります。
（一人ひとりの個性を伸ばす優れた教育実践を展開するには40人は多過ぎるのでは？）
・10年度の実際の編成では1学級35～40人の学級はどのくらいありますか。
・1学級の定数減の要望について教育長の見解は？



【教育長】
小学校では62学級中20学級。中学校では24学級中14学級となります。1学級40人は確かに多い。文部省に対し、教員の配置基準を上げてくれるよう要望しています。

②学校カウンセラーの活動状況はどうですか。保健室の先生（養護教諭）との連携の有無学校カウンセリング分野の今後の方針なども含めて。



【教育長】
文部省から祇園小学校が、「スクールカウンセラー活用調査研究」の委託を受け、平成9年10年の2ヵ年間研究に取り組んでおりますが、正式な配置ではありません。
現在は、河内教育事務所の教育相談員の学校訪問による相談が実施されています。訪問回数は1校につき年5回、訪問時間は約1時間です。
県教育委員会は、教員対象の教育相談研修を充実し、すべての教師が初級相談員の資格を取得できるよう計画しています。

③「心の教育」がクローズアップされていますが、具体的にどのような内容と方法が考えられていますか。南河内町ではどのような形で展開されるのですか。



【教育長】
子供たちの心の成長に関して、憂慮すべき問題が多々あり、「幼児期からの心の教育の在り方について」中央教育審議会で、現在審議されているところです。
私は、これからの取り組みとして次のようなことが大切であると考えています。
・教育内容を精選し学校にゆとりを持たせる。その中での教師と生徒・生徒同士の温かい人間関係づくり。自己実現の喜びが実感できるような学校づくり。
・たくさんの感動体験をさせる。
　自然体験、生活体験、社会体験。
　スポーツ活動、芸術鑑賞、ボランティア活動、特に読書。
・家庭、地域、学校、関係機関の連携と協力。

文部省の協力者会議は、3月24日「学校の限界」に言及し、「抱え込み」意識を捨て、児童相談所や警察との積極的な連携を図るよう提言した。
　「学校は確かに万能ではないが、例えば30人学級の実現や養護教諭の増配、常駐カウンセラーの確保、校務分掌の軽減など教育現場の多忙改善をせずしてこの提言はどうか」と、ある中学教師が言った（NHK4月4日「中学教師徹底討論」）。同感だ。

2 高校入試について

中学生にとって、高校入試における調査書（内申書）重視の合否判定は、かなりな精神的重圧になっていて、そのことが事件の遠因となっているとも言われています。実際、内容を知らせてもらえない故に、必要以上に恐れられ、結果として中学生の親と子に「ふつうの子」「いい子」の仮面をつけることを強いていると言っても過言ではない状況があります。

①中学校の進路指導において、調査書の入試に占める比重、記載様式、点数化されるのかどうか等の情報提供を充分にしていますか。

【教育長】
比重については、「入学者選抜実施細則」に「調査書と学力検査の成績とは同等に扱うこととする」とあります。具体的な点数化については、中学校には知らされていません。また、様式は原則として生徒に知らせるものではないと考えています。

②中学生の親と子がいだいている調査書に対する不合理感、不信感に対し、それを払拭すべく何らかの対応をすべき時期だと思います。

【教育長】
調査書の趣旨は、一発勝負（学力検査）の精神的負担軽減や学力偏重の是正、中学校3年間の総合的・多面的評価です。また、校長を委員長に「調査書作成委員会」を設置し、公正に作成されています。しかし、生徒や保護者が不信感を持つならば、説明に努めたいと思います。



1991年8月に鳥取弁護士会が中学3年生と教師に対して行なった調査がある。「高校入試の仕組みや内申書の内容について、先生にもっと説明してほしいと思うか」という設問に対して、生徒は「強く思う」33.1%、「できればしてほしい」55.0%と答えている。だが、教師の方は「高校入試・内申書に関する生徒や保護者への説明、情報提供が不十分であるという意見」について約73%が「そうは思わない」と答えている。高校入試を制度の内部から当たり前のこととしてとらえている側と、制度の適用を受ける側の意識には大きな隔たりがあるのがわかる。中身の知らされない個人情報が生徒に与える重圧感に教師は気付いてもらいたいと思う。そして、開示できないものなら開示できないなりの誠実な説明の仕方を工夫してもらいたい。

とかく保護者は身勝手で自分の子供のことしか考えていないということになっている。しかし、「親」というものが公教育に対して大きな視点を獲得するには、学校教育におけるひとつひとつの方法について「なぜその方法を選択しているのか」説明を受け理解する必要があると思う。内申書しかり。

つい最近までは、教育のことは難しいことだから、学校（文部省）にお任せするのが当たり前だった。私たちは導かれるべき大衆として存在していたと思う。しかし今後、義務教育の現場が「抱え込み」から「地域や家庭に開かれた連携」を本気で模索するのなら、多くの人々に可能な限りの情報公開をし、当事者意識を喚起しなければならない。プライバシー保護と紙一重の高度な判断力が校長には要求されるが、「黙って協力せよ」では真の連携はできない。

村尾光子の一般質問



問１．自治会活動について

産業廃棄物処理業者の圧力に怯えて役員総辞職！町行政はどうするの？

自治会は地域生活の基盤となる住民の自治組織です。しかし、一方では自治会長は町行政事務連絡員（非常勤特別職）として委嘱され、自治会組織を通して様々な形で町行政に協力しています。その一つ、下原自治会の自治会役員が全員辞任したという極めて異常な事態に陥っていると聞きました。また、下原地区にいくつも立てられていた「産廃処理施設反対！」等の看板も急に撤去されました。何が起こったのか、不可解に感じていたところです。

真相は何か、この事態をどう考えているのか、これからどうするのか、質問しました。

問．役員全員辞任に至った理由は？

【総務課長】２月１９日、自治会長が辞任の報告に来たが、具体的な理由は言わなかった。真偽のほどは分からないが、国分寺町に計画されている産業廃棄物処理施設の反対運動に関して、と思われる

問．１２日付けの新聞報道（朝日新聞朝刊栃木版）には「業者の圧力」があったという下原地区住民と「圧力ではない、感情的な大声を出した」という業者の主張が書かれていた。役員辞任の背景にこうした経過があるなら、役員選任を、という働きかけだけでは解決しないと思うが、どう対処するのか？

【総務課長】行政連絡上支障を来しているので、自治会組織の復活を要請しているが、下原地区住民はもうしばらく時間が欲しいと言っている。再三働きかける。

問．町には業者への法手続の通知が送付されたのみで、事業計画はきていないとのことだが、事前協議の時には南河内町の意見は求められるのか？

【町長】現在、法手続上、町としての意見を言える場はない。しかし、不安も感じるので県に出向き、県として、業者に対し住民の理解を得るように指導するようお願いしてきた。

問．『法手続や設置基準値がクリアされれば建設されても仕方がない』で終わってしまうのか？圧力をかけるような業者による建設計画をどう考えるのか？

【町長】個人の不安は分かるが、業者について何も

3月13日　毎日新聞

5人の役員、一斉辞任

南河内町下原自治会　背景に産廃施設計画

南河内町薬師寺の下原自治会（39世帯）で役員全員が一斉に辞任して自治会が事実上〝空中分解〟し、町の広報紙配布など行政連絡に支障が起きていることが、12日開かれた町議会3月定例議会の一般質問で明らかになった。

背景には、下原地区と隣接する国分寺町・柴工業団地で、民間業者が計画している産業廃棄物処理施設の問題にあるとみられている。辞任した役員の一人は、同施設建設に反対する住民らが勉強会などを開いたところ、業者が住民らの自宅や勤務先まで〝接触〟を求めて訪問を繰り返すなどしたため、と指摘している。

町によると、同自治会の役員は会長▽産業員▽体育部長▽交通安全協会支部長▽保健委員の計5人。会長は任期2年で、昨年4月に就任した。町は自治会長が決まると、会長に対して行政連絡員を委嘱し、非常勤職員となる。この会長が町総務課に辞任を申し出たのは2月19日。理由の具体的説明はなかった、という。その後、残る4役員も辞任してしまった、という。

一方、辞任と前後して同15日、下原自治会は地元公民館で産廃施設の住民勉強会を開催していた。

この日、町議会一般質問で答弁した舘野和夫・町総務課長は「辞任理由の説明はなかったが、産廃施設の建設反対運動による辞任と推察される」と述べ、住民らの話を裏付けた。

全役員辞任により、これまでに、2月に配布する予定だった議会だよりが配られなかったほか、町広報の3月号が行きわたっていない状態。突然持ち上がった自治会の〝空中分解〟に対し、町は組織の復活を働き掛けている。

しかし、役員のなり手がなく、手掛かりはつかめていない。説得に出向いた職員には「しばらくの間、猶予がほしい」との住民らから返事があった、という。

町総務課は「町の連絡が滞らないよう復活を働き掛けているが、坂本信亥町長は「行政連絡員が決まれば、町の連絡の周知徹底が図れる。しかし、お願いをしているが、そう簡単にはいかない」と頭を痛めている。

民間業者の話　こちらに相談もなく自治会の名前を使って建設反対運動をされたので、損害賠償の訴えを起こす旨の書面を送ったところ、謝罪とともに「役員をやめる」という内容の書面を受けた。相手の自宅や会社には、話し合いを求めるため出向いたことはあるが、威圧した覚えはない。

分からないうちに、行政の立場として反対することはできない。

問. 下原の人達は、健康や安全に不安を抱いているから反対運動し、業者の圧力への恐怖心から反対の表明を止めたに違いない。町行政は、こうした住民の不安な気持ちに添って矢面に立ち、業者についての情報を収集するなど積極的な行動を願う。

【町長】努力はするが、行政のできることには制限があることを理解してほしい。

(平成10年) 3月13日 朝日新聞

国分寺町の産廃処理施設建設

南河内町長が容認発言

町議会

南河内町の坂本信亥町長は十二日、町議会の一般質問で、隣接する国分寺町の柴工業団地に計画されている産業廃棄物の中間処理施設の建設をめぐり、反対した下原自治会が解散状態になっている問題について、「行政としては反対できない」と、建設を容認する態度を示した。

下原自治会が解散状態になっていることについて、村尾光子氏が質問すると、総務課は「役員が総辞職したことは知っている。理由を聞いたが、わからなかった」と話し、「反対運動に関する辞任と推察している。自治会の復活を申し入れている」と答えた。同課は「業者ともめたというわさは聞いたが、詳しい真相を調べるつもりはない」としている。

一方、村尾氏が「住民が、業者に圧力をかけられたという話もある」と指摘したが、この点についての答弁はなかった。

また「住民の不安が解消されるようにして欲しい。業者の実績を調べてほしい」と要望すると、坂本町長は「努力はしたいが、制限がある」と答えるにとどまった。

荒井英子氏の「施設の建設について町はどう対応するか」という質問に対しては、坂本町長は「法律をクリアすれば、県は建設を許可せざるを得ない。時期がくれば、町の課題として取り組む」とし、建設を容認する姿勢を示した。

一般質問の翌朝、3紙により報道された。
長は、本会議が始まる前に議員控室に来て、『この表現は不本意、容認はしていない。誤解のないように』と全議員に明言した。

《産業廃棄物処理に関する指導要綱上の手続》

県・保健所 / 産業廃棄物処理業者 / 市町村

- 産業廃棄物処理業者 → 事業計画書提出 → 県・保健所
- 現地調査
- 関係地域の範囲の通知 → 業者と関係市町村へ
- 関係法令等の通知 → 業者と関係市町村へ　今回の件は H10年1月8日終了
- 地元説明会の開催 ＊(計画書の配布)
- 事前協議書提出 (説明会状況報告書等を添付) → 県・保健所
- 説明会再度開催指示 →
- 廃棄物処理施設等協議会の審査
- 市町村長の意見 → (・土地利用計画上の問題　・公害防止上の問題　他について)
- 県指導要綱に基づく審査
- 環境保全協定の締結 (関係住民の属する自治会等) → 報告 → 地域合意形成の確認
- 安全性の確保 → 終了通知 →
- 処理施設設置許可申請 →
- 廃棄物処理法に基づく審査 → 許可 → 設置許可
- 以下、手続はまだ続く

関係市町村とは環境影響地域の存する市町村のこと
中間処理施設：敷地から300メートル以内区域

＊事前協議書は関係法令等の通知を受けてから1年以内に知事に提出するのが普通

不明だったが、事前協議の段階では、国分寺は無論のこと南河内町長の意見も聴くとのこと。

問2．行財政改革について

「最少の経費で最大の効果」は、常に自治体に求められている課題ですが、お題目のように唱えるだけでは意味がありません。町は行政改革大綱を定めて、12年度までの具体的な課題を揚げて取りんでいます。しかし、慣行に流され新たな視点が得られない場合や、経済的効率のみを優先し理念が失われかねない場合も危惧されます。確認するために、次の質問をしました。

(1)県内のいくつかの自治体で、職員の出張旅費・日当等を見直す動きがあるが、本町はどのような方針ですか？

【総務課長】県内21自治体で実施または検討している。本町も行革委員会で見直しを検討している。

9・10年度の当初予算書の旅費を比較すると、
9年度 3336万3千円(予算総額の0.6%)
10年度 3085万8千円(　〃　0.5%)
7.5%程の削減となっているので、節減に努力していると思う。一方、旅費や日当に関する規程では、出張すれば旅費(交通費)の他に日当が支給されることになっている。

日当:5級以上の職にある者　2200円/日
4級以下の職にある者　1700円/日
但し、鉄道 100Km未満・水路 50Km未満・陸路 25Km未満の場合は1/2とする。

旅費の実費支給は当然だが、近隣市町への出張にも日当支給は見直すべきだろう。この点は行革大綱には盛り込まれていなかった。

(2)町行革大綱には「業務の民間委託を進める」と明記されているが、どのような業務について検討しているのか、具体的に示して下さい。行政責任、住民の信頼確保の観点からは、経済効率のみを重視すべきではない側面があるが、判断基準はどうですか？
8年度以降、委託された或いは委託検討している業務は何ですか？

【総務課長】委託すべきかどうかについての明確な基準はない。住民サービスが低下しないよう配慮している。税務・戸籍等プライバシーに係るものは委託すべきではない。
現在、ごみ収集業務の8割を委託している。今後、委託が考えられるのは学校給食の分野ではないかと思う。

人件費を抑制するためだけの民間委託には、少なからず抵抗を感じる。

給料・手当のみならず社会保険の雇用者負担があり、人件費のウェートが大きいのは事実だし、抑制することは必要だと思う。

しかし、仮に単純業務を委託し、委託先がパートや臨時職員で対応したら、労働者の社会保険は無いおそれがある。また、扶養控除や非課税の範囲内でしか働かない場合も多い。税収や年金負担を考えると、中途半端な雇用機会は無い方が良い。民間委託は経済活性化と競争による低廉化をもたらすかも知れないが、労働条件悪化とならぬよう気を付けたい。

次は学校給食？と言う総務課長に、「安全な食材を確保し、作る人の顔が見える給食であるよう自校方式の堅持を！」と要望した。会議直後、助役は「給食室を使って調理委託の検討」を指示した！

問3．職員の資質向上について

様々な学習会で町職員に会うことは殆どない。

職員の自己啓発活動はどのようになされていますか。資質向上のためにも自主研修への積極的な支援策を講じ鼓舞して下さい。

【総務課長】自主研修は必要であり、種々研修会には積極的に参加すべきだ。支援策を考慮にいれ、検討課題とする。

自主研修の実態には触れなかった。政策研究グループがあったら良い。組合は勉強しないの？

問4．民生福祉行政について

いよいよ待望の児童館建設の運びとなりました。また、12年度からの介護保険制度実施に向け、具体的な準備をしなければりません。そんな折り、10年度の国庫補助金の見直しは、保健事業分野が大部分となりました。気になるところを質しました。

(1)児童館福祉作業所の運営方針と職員の配置計画を伺います。建設段階から専門職員(児童館等の)を配置して下さい。

【福祉課長】規程により児童館には児童厚生員を置かなければならない。10年度には設置・管理に関する条例を制定する。また、10年度には児童厚生員の研修派遣のための諸経費を予算計上した。児童館は町が直接運営するので、建築に際しては何らかの参加等考える。作業所の運営は町社会福祉協議会に委託する予定で、やはり10年度予算に指導員研修の費用を計上した。

児童福祉法

第40条　児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

また、省令第38条には、児童厚生員は専門の識見を有する者との規程がある。正職員採用なのか、何人確保か、学童保育との関連等々、いくつも聞き逃した。『採用は未だで、実習の受け入れ施設を探しながら、募集する。10年度は臨時採用で2名の予定』(4月4日、福祉課長談)

(2)10年度からの国庫補助金・負担金の一般財源化により、町事業はどのような影響を受けるのか。後退とならぬよう対応策を。(がん検診・妊産婦B型肝炎検査等)

【保健衛生課長】10年度より補助金ではなく、交付税措置となった。町民の負担増とならないよう、全額町費負担で実施する。

補助金・負担金は必ずその事業を実施するという前提があるが、地方交付税算入の時は必ずしも実施とは言えない。良かった。

(3)介護保険制度実施に向けて
①職員配置等の事務体制をどうするのか。
②介護保険事業計画策定に向けての実態調査、被保険者の意見把握方策
を説明して下さい。

【福祉課長】10年度は全市町村において、介護認定モデル事業に取り組む事になっているので、専門職を若干名配置する予定。*
事業計画策定については、国から1号被保険者 2500名位の実態調査をと示されたが、本町の65才以上の人口は2400名程なので、悉皆(しっかい、ことごとくの意味)調査とする。また、2号被保険者の意見は、国の基準が示されてから、計画策定委員会に参加していただく形で聴取する。*(4月の異動で2名増員となった)

今年1月下旬、担当課に示された筈の事項

市町村は、保険事業の円滑な実施を確保するため、3年を1期とする5年間の**介護保険計画**を定め、それらに基づき介護サービス基盤の整備を進めるとともに、この計画を基に保険料率の算定を行う。

この計画は、厚生大臣が示す基本指針(介護サービスの標準等)に即して定め、地域における要介護者等の現状や個別需要の把握を行った上で、また、被保険者の意見を反映させるための手段を講じた上で、定める。

《記載事項》

- 各年度における介護サービス量の種類ごとの見込み
- 介護サービス見込量の確保のための方策
- 事業者間の連携の確保等、介護サービスの円滑な提供を図るための事業
- その他保険給付の円滑な実施のため必要な事項

初めての議会傍聴

岩澤　祐二

当日は、新聞報道もされた、産廃中間処理施設関連の一般質問も予定されていたためか、傍聴席および記者席共ほぼ満員の状態であった。

傍聴をして、質問内容以前に感じたことは、一人の持ち時間が1時間そして質問回数が3回と二重に規制がかかっているため、重要な問題でも答弁側は3回答えれば、たとえ的外れな答弁でも終了となる。また、再質問も全項目一括なので、各項目について十分な答弁がなされていなくても、回数はカウントされてしまう。議長は3回・1時間の規制ばかり気にするのではなく、このような規制のなかで最大限の質疑・応答が出来るよう裁量すべきで、内容によっては議長裁量で、もっと突っ込んだ議論をしても良いのではないだろうか。何のための議会なのか、十分時間はあるのだから形式的な質疑・応答に終わらず、もっと議論をしてもらいたい。この、規制については、せめて質問の持ち時間を1時間（答弁の時間は除く）とし、回数・質問形式は自由とすべきだ。

その他、議長の答弁者の指名が聞き取りにくかった、答弁者は最初に所属氏名をはっきり名乗ってもらいたい。また、どういう理由かわからないが、議員を議席番号で呼ぶのはやめて名前で呼んでもらいたい。傍聴者は番号と名前が結び付かない。

内容については、各議員得意な分野でそれぞれ鋭い目の付けどころで、質問していたが、今回の質問のみに終わらず、今後も継続して目を光らせて欲しい。また、答弁では町長の積極的な答弁が目についた。この勢いで、町政に取り組んでもらえれば、南河内町も安泰というところだろうか。

傍聴感想

高橋佳枝

久々に傍聴しました。今回は下原自治会解散に関し、村尾さんが質問されると伺っていたので、時間を作って午前午後通して傍聴席にいました。産廃施設が本町に隣接するところにできるということも含めて、業者の圧力で自治会解散したということの町対応をもっと明確に知りたかったです。

しかしながら前向きに見れば、いつもの議会の様子を見聞きしたことがある身としては、まず第一歩としては悪くないと思うのは間違いでしょうか。議会ではいつも「検討する」という答えを聞かせていただくのが精一杯で、それでも結果として議員の一般質問によってかなり行政の向きが違ってくるのがこれまでです。今回は村尾さん、荒井さん、磯辺さんの連携も、かいま見えて私としては好印象でした。皆さんは気づいていたかな。村尾さんの質問を中途半端にさせないために、磯辺さんはご自分の時間をめいいっぱい使って、村尾さんの質問を午後一番にスタートさせました。内容的には荒井さんがダイオキシンをとりあげ、村尾さんが施設建設と自治会解散問題を町にこれからたいへんだぞと認識させたのではないかと思います。今後はとにかく議員と住民がいっしょになって産廃施設建設の不安材料を訴えて、町長、行政に住民の味方になってもらう事しかないと思いますが。

★名誉町民条例制定について（議案第１号）　（報告：荒井）

【目的】
社会の進展又は文化の興隆に貢献した者の功績を顕彰し、もって社会文化の振興発展に対する町民意欲の高揚を図る。

【対象者】
町民か、本町に縁故の深い人で、産業、経済、政治、行政、学術、技術など、社会文化の興隆に多大に貢献し、功績があったと認められる人。

【選考】町長が定める南河内町名誉町民選考委員会の意見を聞き、議会の同意を得る。

【顕彰】
名誉町民の称号・名誉町民章

【礼遇】
町の公の式典参列、町民葬、町長が認めた特典

県内では、すでに43市町村が制定済み。
平成10年度の当初予算に自治功労等表彰として114万7千円が計上されている。
これは、型代やレプリカ代と１名分の記念品代（75万5千円）とのこと。
現時点では該当者はいない。

★保育所の広域入所が可能に！（議案第３号・４号）　（報告：荒井）

これまでは、居住地の保育所に入所措置ということで、親が保育所を選択できませんでした。H10年4月1日より、居住地及び他市町村の保育所も選択できます。

【保育の実施基準】
児童の保護者のいずれもが以下のどれかに該当し、児童を保育できないと認められる場合
①居宅外で労働を常態している。
②居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働を常態している。→（昼間という条件がなくなった。
③妊娠中又は出産後間がない。
④病気又は負傷。精神若しくは身体に障害を有している。
⑤長期療養又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護している。
⑥震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。

【申込方法】
福祉課に申請。
福祉課より希望先の市町村に連絡協議。
居住者が優先となり、定数に余裕がある場合入所可能となる。

【保育時間】
月曜から金曜日は、8時30分～17時。
土曜日は、8時30分～12時15分。
現在、早朝保育（7時30分から）と延長保育（18時30分まで）を実施している。今後は、夜間対応も考えていく。

【保育料】
国（厚生省）の基準の範囲内で、各市町村が基準額を定める。
所得により7段階層。市町村により多少の差がある。
居住地以外の保育所に入所の場合はその市町村の保育料となる。

保育所 → 厚生省
保育園 → 厚生省
※私立の場合、園を使用
幼稚園 → 文部省

★町税条例改正しました。(報告:村尾)

【主な改正点】

①前納報償金、限度額10万円を設定

《町税条例》

> (個人町民税と固定資産税の納期前の納付)
> 納期前に納付した税額の100分の1(1の納期に係る税額が25万円を超える場合は、その超える部分については、税額の100分の0.5)に、納期前に係る月数を乗じて得た額の報償金を交付する。

↓

230万円程(法人5社が該当)の財源節減

②10年度の個人町民税の所得割特別減税実施

(地方税法改正による)

定額減税 ―

本　人	8000円
配偶者	4000円
扶養親族	4000円/人

普通徴収の場合、1期分から控除し、控除しきれないときは残額を順次次期に繰り越して控除する。

特別徴収の時は、6月分町税で減税、残額は残りの月で割賦

↓

約6500万円の減収

1億円程基金を取り崩すが、減収分は地方交付税に算入される

★補正予算から

【H9年度一般会計】

・町税
- 個人　8513万円(自然増)
- 法人　10415万円(ソニ栃木が好調)
- 固・資税10369万円(　〃　)

等により3億921万円の増収

・種々事業費が確定し精査結果、歳入超過分 5億5670万円を基金積立した

・繰越明許費　(万円)

ふれあいプラザ調整池用地費	6772
(地権者の合意得られず)	
GTコミュニティセンター駐車場整備費	1336
(H10年度児童館建設時に実施)	
吉田東小体育館用地取得費	2069
(交渉中、もう少し時間が必要)	
〃　改築設計業務委託	770
(国庫補助が10年度になったため)	

> H9年度の当初予算審議では、公民館東分館の合併処理浄化槽(性能良い)を解体して農業集落排水事業に接続する費用が含まれていたので、予算案に反対した。可決後、町長「その件は執行しない」と言ったが、本当だった。減額補正したのだ。主張が理解され、この点では言行一致の町長決断を評価する。始めから予算計上しなければ、もっと良いのだが。詳細はNo91で報告　(村尾)

★ 一般会計当初予算：64億3400万円　(報告：磯辺)

【歳入のうち主なもの】　(千円以下切り捨て)

・町税　２７億３４０４万円 (H.9年度は25億2373万円だった)
- 町民税　13億2205万円
  - 個人　11億7468万円
    - 給与所得者分 91.1%
    - 農業所得者分 2.0%
    - 営業所得者分 2.5%
    - その他 4.4%
  - 法人　1億4736万円
- 固定資産税　11億7176万円
- 都市計画税　1億6523万円

・地方交付税　１２億１１００万円 (町税の伸びにより1億7000万円程減)

・基金繰入金　１０億２５５９万円 (昨年度は5億8746万円)

・町債　２億９５２０万円

町の借金はいくら？　(平成10年度末見込み)

・一般会計町債	９２億７８７９万円
・一般会計債務負担	３２億８８０２万円
・農業集落排水事業債	２２億６８７０万円
・水道事業	３億２５４８万円
・下水道事業 (自治医大周辺下水道組合南河内分)	３億７７７７万円
合　計	１５５億３８７６万円

> ＊債務負担のみ利子を含む。
> 町債は利子を含めると
> 120億7798万円の残高となる。

(小山広域保健衛生組合と石橋地区消防組合での起債は含んでいない。)

H10年度の一般会計予算 ── 主な事業 ──　（単位：万円）

議会費 (1.6%)	議員報酬(17人、欠員1人) 6784.6, 海外地方自治行政調査派遣(1人) 55, 議長交際費 68, 議員研修費 126,
総務費 (16.0%)	名誉町民顕彰(1人) 114.7, 町長交際費 170, 弁護士無料相談(4回/年) 28, 行政事務連絡員報酬(自治会長 57人) 970.5, 班長事務費 600, 自治会振興費 385.5, 海外地方自治研修(職員) 50, 自治会連合会補助金 20, 町例規集改訂 525, 行政カレンダー・広報等発行 1140, 中学生海外派遣 440, 誇れるまちづくり事業(講演会開催等) 107.6, 機械棟改造(書庫・会議室整備) 8382.9, 公用車購入(町長用・ﾗｲﾄﾊﾞﾝ1台) 560, ふれあいプラザ第2期工事(道路・伐採等整地) 4675, ふれあい館費(臨時雇用賃金含) 12528 各基金積立金 1350, 償還金(公共用地4件) 7934.4, GTコミセン冷房設備(多目的ﾎｰﾙ) 630, GTコミセン運営補助 45, インターネットホームページ開設 213.4, 町税前納報償金 1762.6, 交通安全電光掲示板設置負担金 320, 町民まつり 750,
民生費 (11.7%)	民生事務調査審議会委員報酬(民生委員 32人) 242.5, 敬老年金(80才以上、1万円) 600, 敬老会記念品(70才以上) 377, 敬老会 205.6, ショートステイ事業(老人・重度障害者児) 1470.3, ディサービス事業 2421.1, ホームヘルプサービス事業(町社福協へ委託) 844.1, 老人ホーム入所措置費 9217.3, ねたきり老人等入浴サービス 396, 更生援護施設入所措置費 2200.8, 身体障害者補装具給付費 319.6, 更生医療給付費 300.4, ねたきり老人等介護手当(介護者へ 3000円/月) 198, 特定疾患患者福祉手当(2500円/月) 300, ふれあい福祉運動会 55, 社会福祉協議会補助金 2682.9, シルバー人材センター補助 988.2, 老人クラブ補助金(単位・連絡協議会) 289, 高齢者等住宅改造費補助 90, 長寿社会づくりソフト事業(エコライフまつりへ) 200, 重度心身障害者医療費 1200, 国民健康保険事業会計繰出金 3511.4, 学童保育育成会委託費 350 児童館福祉作業所建設事業 15913, 児童手当 2145, 保育事業(東・西保育所、わかくさ委託費) 8156.7, 妊産婦医療費 438.5, 乳幼児医療費 1224.7, ひとり親家庭医療費 108,
衛生費 (8.7%)	保健委員手当 416, 妊婦一般健康診査 453.8, 小山広域保健衛生組合負担金(ごみ処理・屎尿処理・斎場) 23485.8, 老人保健会計繰出金 9236.8, 三種混合・風しん・麻しん個別接種委託料 1542, 資源化ごみ回収報償金 52.8, 合併処理浄化槽設置補助 259.5 生ごみ減量化対策推進事業(コンポスト・密閉容器補助) 26.5, 廃棄物収集運搬業務委託費 5396.8, 病院群輪番制運営費負担金 112.8, 老人保健法に基づく健康診査・教育・相談・機能訓練・訪問事業 3051.3,
労働費	改修費 5830, 管理委託費 160.8, 光熱費 300, 備品購入 99.3,
農水費 (8.5%)	農業委員会委員報酬(17人) 449, 農業委員研修費 68, 農業委員会会長交際費 22, 農地流動化推進委員(農業委員)研修費 25.5, 産業員報償費(36人) 112, 病害虫防除476 地域特産品形成対策事業 310.3, 首都圏農業確立推進事業(JAへ、指導員1名) 170, とちぎの園芸ｼﾞｬﾝﾌﾟｱｯﾌﾟ確立事業(施設・機械整備、生産部会へ) 2682.9, 無人ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰ購入補助(2機) 26.2, 南河内町農業公社補助金 236.3(事業費の25%), 町内産米消費拡大支援事業(第2中・祇園小・緑小へ町内産米・加工ｾﾝﾀｰ味噌150日分) 189, 環境保全型新農法取組支援事業(JAで展示圃) 50, 認定農業者等育成対策事業 582, 畜産経営

	対策費補助 337.4, 家畜自衛公害防止対策事業補助(消臭剤) 200, 農業集落排水事業会計繰出金 31577.4, 町単転作奨励金交付金(3000円/10ａ) 1200、町単集落転作促進事業(5000円/戸＋1万円×面積) 900, 地域調整推進事業(とも補償) 4800(国から直接JAに交付されることが決まったのでいずれ減額補正), 加工センター費 511.9(うち加工組合補助金 20、案内板2基設置 68.5))
商工費 (1.1%)	町商工会補助金 700, 商工会指導環境推進費補助 300, 中小企業融資資金 5000, マロニエフェア負担金 25,
土木費 (13.9%)	陸砂利監視員報酬(1人) 88.2, 仁良川第1地区土地区画整理事業(建物移転・補償、道路、整地) 28640.9, 仁良川第2地区区画整理事業(都市計画決定) 991.2, 道路改良事業(6路線) 15348.6, 舗装新設事業(5路線) 2887.5, 舗装修繕事業 1000, 生け垣づくり補助金 300, 自治医大周辺下水道組合負担金 5639.3, 都市公園管理委託料(23箇所) 4550, 街路樹管理委託 999,
消防費 (4.8%)	石橋地区消防組合負担金 27674.7, 非常備消防団員報酬(200人) 1241, 消防団交際費 22, 団員制服等 229.8, 婦人防火クラブ補助金 26.5,
教育費 (20.9%)	教育委員報酬(4人) 97, 教育長交際費 25, 英語指導助手報酬 360, 小中学校各種大会派遣・宿泊学習等 1264.4, 関公費償還金(祇園小・幼稚園用地・第2中・緑小) 9009.9, 吉田西小学校整備(体育館増改築・解体・駐車場・プール改修等) 18748.3, 学校図書館蔵書整備 418.9, 中学校ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続研究(2校) 68, きゃどっこふれあい留学事業(6年生 20名派遣) 76, 特殊学級介助員配置(薬師寺小) 123.2, 幼稚園就園奨励費(運営費補助含む) 2383.8, 特殊学級設備整備費 265.3, 生涯学習振興大会・ガイドブック等 283, 学社連携・融合事業 38.7, 図書館資料(図書・新聞・雑誌等) 970, 町民体育祭 503.3, 郡民体育祭 118.7, 栃木県ﾚｸﾘｪｰｼｮﾝ大会 100, 五千石球場・東部運動広場・町営テニスコート整備事業 16768.6, 女性セミナー 54.2, 女性問題啓発フォーラム 40, 体育協会補助 150, 文化協会補助 35, 下野薬師寺跡史跡整備用地取得 3000, ガイダンス館等整備費 16657.6, 別処山資料館民具整備 280, 発掘調査費 1664.8,
公債費 (11.5%)	地方債元金償還金 38395.5, 地方債利子 35417.6,

3月定例会の
報告会を開きます

と　き：4月18日（土）
　　　　午前10時～12時
ところ：ＧＴｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ　会議室
　どなたでも参加できます。
主催：明日の町政を考える会



この機会にご質問・ご提言を！
どうぞお出かけ下さい。